

“▽マーク製品の一部が⊕マークに変わります”

電気用品取締法の一部が改正(S63. 1.13施行)されて、従来は通商産業省が認証した▽製品(甲種電気用品)の中で、一部の製品は製造メーカー等が自らの責任で認証する⊕製品(乙種電気用品)に移行されました。

今回の改正で乙種電気用品に移行されたものは
 金属製の電線管類(18品目)
 合成樹脂製等の電線管類(14品目)
 電動応用機械器具、電熱器具等(41品目)です。

ネクロス製品の中では、次のものが該当いたします。

※二種金属製線樋

レースウェイDP-1, DP-2, DPF-1 (▽第21-43号)
 及び関連の接続金具DB-□, D1-□, DG-□,
 DBC-□等

※合成樹脂製ボックス

POB-N44, POB-N54 (▽第25-217号)

これらの製品には今後は

⊕マーク(認証番号なし)を刻印しますが〔準備期間1年〕

製品の品質は従来と同様

“通商産業省で定める安全基準を遵守すること”

に変わりはありません。(S.T)